

2018(平成 30)年度 税制改正大綱決定

《本年度の税制改正大綱について》

- ◆ この度、政府は 2018(平成 30)年度 税制改正関連法案を閣議決定しました(2017/12/22)。
- ◆ 本年度の税制改正の主眼は次のとおりです。
 - ① 様々な形で働く人を応援する等の観点から個人所得課税の見直し
 - ② デフレ脱却と経済再生に向け、賃上げ・生産性向上のための税制上の措置及び地域の中小企業の設備投資を促進するための税制上の措置
 - ③ 中小企業の代替わりを促進する事業承継税制の拡充
 - ④ 観光促進のための税として国際観光旅客税(仮称)の創設等行うこと

■ 個人所得税

1. 個人所得課税の見直し

(1) 給与所得控除等

① 給与所得控除について、次の見直しを行う。

イ 控除額を一律 10 万円引き下げる。

ロ 給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額を 850 万円（現行 1,000 万円）、その上限額を 195 万円（現行 220 万円）に引き下げる。

② 上記①の見直しの結果、給与所得控除額は次のとおり。

給与等の収入金額	給与所得控除額
162.5 万円以下	55 万円
162.5 万円超 180 万円以下	その収入額×40%－10 万円
180 万円超 360 万円以下	その収入額×30%＋8 万円
360 万円超 660 万円以下	その収入額×20%＋44 万円
660 万円超 850 万円以下	その収入額×10%＋110 万円
850 万円超	195 万円

③ 特定支出控除について、次の見直しを行う。

イ 特定支出の範囲に職務の遂行に直接必要な旅費等で通常必要と認められるものを加える。

ロ 特定支出の範囲に含まれている単身赴任者の帰宅旅費について、1 月に 4 往復を超えた旅行に係る帰宅旅費を対象外とする制限を撤廃するとともに、帰宅のために通常要する自動車を使用することにより支出する「燃料費及び有料道路の料金の額」を加える。

④ 上記①の見直しに伴い、給与所得の源泉徴収税額表（月額表・日額表）、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表、年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表等について所要の措置を講ずる。

(2) 公的年金等控除

① 公的年金等控除について、次の見直しを行う。

イ 控除額を一律 10 万円引き下げる。

ロ 公的年金等の収入金額が 1,000 万円を超える場合の控除額については、195 万 5 千円の上限を設ける。

ハ 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が 1,000 万円を超え 2,000 万円以下である場合の控除額を上記イ及びロの見直し後の控除額から一律 20 万円、それぞれ引き下げる。

② 上記①の見直しの結果、公的年金等控除額は次のとおり。

イ 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が 1,000 万円以下である場合、次の（イ）の定額控除の額及び次の（ロ）の定率控除の額の合計（その合計額が次の（ハ）の最低保障額に満たない場合には、次の（ハ）の最低保障額）

（イ）定額控除 40 万円

(ロ) 定率控除

(50万円控除後の公的年金等の収入額)

360万円以下の部分	25%
360万円を超え720万円以下の部分	15%
720万円を超え950万円以下の部分	5%

(ハ) 最低保障額

65歳未満	60万円
65歳以上	110万円

ロ 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超え2,000万円以下である場合、次の(イ)の定額控除の額及び次の(ロ)の定率控除の額の合計額(その合計額が次の(ハ)の最低保障額に満たない場合には、次の(ハ)の最低保障額)

(イ) 定額控除 30万円

(ロ) 定率控除

(50万円控除後の公的年金等の収入額)

360万円以下の部分	25%
360万円を超え720万円以下の部分	15%
720万円を超え950万円以下の部分	5%

(ハ) 最低保障額

65歳未満	50万円
65歳以上	100万円

ハ 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が2,000万円を超える場合、次の(イ)の定額控除の額及び次の(ロ)の定率控除の額の合計額(その合計額が次の(ハ)の最低保障額に満たない場合には、次の(ハ)の最低保障額)

(イ) 定額控除 20万円

(ロ) 定率控除

(50万円控除後の公的年金等の収入額)

360万円以下の部分	25%
360万円を超え720万円以下の部分	15%
720万円を超え950万円以下の部分	5%

(ハ) 最低保障額

65歳未満	40万円
65歳以上	90万円

(3) 基礎控除

① 基礎控除について、次の見直しを行う。

イ 控除額を一律10万円引き上げる。

ロ 合計所得金額が2,400万円を超える個人についてはその合計所得金額に応じて控除額が逡減し、合計所得金額が2,500万円を超える個人については基礎控除の適用はできないこととする。

② 上記①の見直しの結果、基礎控除の額は次のとおり。

イ 合計所得金額が2,400万円以下である個人	48万円
ロ 合計所得金額が2,400万円を超え2,450万円以下である個人	32万円
ハ 合計所得金額が2,450万円を超え2,500万円以下である個人	16万円

③ 上記①の見直しに伴い、年末調整において基礎控除の適用を受ける場合に合計所得金額の見積額を申告する等の所要の措置を講ずる。

(4) 所得金額調整控除

① その年の給与等の収入金額が850万円を超える居住者で、特別障害者に該当するもの又は年齢23歳未満の扶養親族を有するもの、若しくは、特別障害者である同一生計配偶者、若しくは、扶養親族を有するものの総所得金額を計算する場合には、給与等の収入金額(その給与等の収入金額が1,000万円を超える場合には、1,000万円)から850万円を控除した金額の10%に相当する金額を給与所得の金額から控除する。

② その年の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した残額(以下「給与所得控除後の給与等の金額」という。)、及び、公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した残額(以下「公的年金等に係る雑所得

の金額」という。)がある居住者で、給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超えるものの総所得金額を計算する場合には、給与所得控除後の給与等の金額(給与所得控除後の給与等の金額が10万円を超える場合には、10万円)、及び、公的年金等に係る雑所得の金額(公的年金等に係る雑所得の金額が10万円を超える場合には、10万円)の合計金額から10万円を控除した残額を給与所得の金額から控除する。

③ 上記①の所得金額調整控除は、年末調整において適用できることとする。

④ 公的年金等に係る確定申告不要制度における公的年金等に係る雑所得以外の所得金額を算定する場合には、上記②の所得金額調整控除を給与所得の金額から控除する等の所要の措置を講ずる。

(5) 青色申告特別控除

① 取引を正規の簿記の原則に従って記録している者に係る青色申告特別控除の控除額を55万円(現行65万円)に引き下げる。

② 上記①にかかわらず、上記①の取引を正規の簿記の原則に従って記録している者であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすものに係る青色申告特別控除の控除額を65万円とする。

イ その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより電磁的記録の備付け及び保存を行っていること。

ロ その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、その提出期限までに電子情報処理組織(e-Tax)を使用して行うこと。

(6) 上記(1)から(5)までの見直しに伴う所要の措置

① 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件を48万円以下(現行38万円以下)に引き下げる。

② 源泉控除対象配偶者の合計所得金額要件を95万円以下(現行85万円以下)に引き上げる。

③ 配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額要件を48万円超133万円以下(現行38万円超123万円以下)とし、その控除額の算定の基礎となる配偶者の合計所得金額の区分を、それぞれ10万円引き上げる。

④ 勤労学生の合計所得金額要件を75万円以下(現行65万円以下)に引き上げる。

⑤ 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額を55万円(現行65万円)に引き下げる。

⑥ 非居住者の公的年金等について、分離課税の対象となる金額等の算定における控除額計算の基礎となる額を、65歳未満の者については5万円(現行6万円)に、65歳以上の者については9万5千円(現行10万円)に、それぞれ引き下げる。

⑦ その他所要の措置を講ずる。

<注①>上記1の改正は、平成32年分以後の所得税及び平成33年度分以後の個人住民税について適用する。

<注②>平成32年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳の備付けを開始する日に、これらの帳簿の電磁的記録による備付け及び保存に係る承認を受けていない場合において、同年中の日であってその承認を受けてこれらの帳簿の電磁的記録による備付けを開始する日から同年12月31日までの間におけるこれらの帳簿の電磁的記録による備付け及び保存を行っているときは、同年分の65万円の青色申告特別控除の適用における上記(5)②イの要件を満たすこととする等の所要の措置を講ずる。

■ 資産課税

1. 事業承継税制の特例の創設等

(1) 非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予の特例制度を次のとおり創設する。

① 特例後継者(仮称)が、特例認定承継会社(仮称)の代表権を有していた者から、贈与又は相続若しくは遺贈(以下1において「贈与等」という。)により当該特例認定承継会社の非上場株式を取得した場合には、その取得した全ての非上場株式に係る課税価格に対応する贈与税又は相続税の全額について、その特例後継者の死亡の日等までその納税を猶予する。

<注①>上記の「特例後継者」とは、特例認定承継会社の特例承継計画(仮称)に記載された当該特例認定承継会社の代表権を有する後継者(同族関係者と合わせて当該特例認定承継会社の総議決権数の過半数を有する者に限る。)であって、当該同族関係者のうち、当該特例認定承継会社の議決権を最も多く有する者(当該特例承継計画に記載された当該後継者が2名又は3名以上の場合には、当該議決権数において、それぞれ上位2名又は3名の

者（当該総議決権数の10%以上を有する者に限る。）をいう。

〈注②〉上記の「特例認定承継会社」とは、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの間に特例承継計画を都道府県に提出した会社であって、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定を受けたものをいう。

〈注③〉上記の「特例承継計画」とは、認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けた特例認定承継会社が作成した計画であって、当該特例認定承継会社の後継者、承継時までの経営見通し等が記載されたものをいう。

② 特例後継者が特例認定承継会社の代表者以外の者から贈与等により取得する特例認定承継会社の非上場株式会社についても、特例承継期間（仮称）（5年）内に当該贈与等に係る申告書の提出期限が到来するものに限り、本特例の対象とする。

③ 現行の事業承継税制における雇用確保要件を満たさない場合であっても、納税猶予の期限は確定しない。ただし、この場合には、その満たせない理由を記載した書類（認定経営革新等支援機関の意見が記載されているものに限る。）を都道府県に提出しなければならない。なお、その理由が、経営状況の悪化である場合又は正当なもの認められない場合には、特例認定承継会社は、認定経営革新等支援機関から指導及び助言を受けて、当該書類にその内容を記載しなければならない。

④ 経営環境の変化を示す一定の要件を満たす場合において、特例承継期間経過後に、特例認定承継会社の非上場株式の譲渡をするとき、特例認定承継会社が合併により消滅するとき、特例認定承継会社が解散をするとき等には、次のとおり納税猶予税額を免除する。

イ 特例認定承継会社に係る非上場株式の譲渡若しくは合併の対価の額（当該譲渡又は合併の時の相続税評価額の50%に相当する額を下限とする。）又は解散の時における特例認定承継会社の非上場株式の相続税評価額を基に再計算した贈与税額等と譲渡等の前5年間に特例後継者及びその同族関係者に対して支払われた配当及び過大役員給与等に相当する額（以下「直前配当等の額」という。）との合計額（合併の対価として交付された吸収合併存続会社等の株式の価額に対応する贈与税額等を除いた額とし、当初の納税猶予税額を上限とする。）を納付することとし、当該再計算した贈与税額等と直前配当等の額との合計額が当初の納税猶予税額を下回る場合にはその差額を免除する。

ロ 特例認定承継会社の非上場株式の譲渡をする場合又は特例認定承継会社が合併により消滅する場合（当該譲渡又は合併の対価の額が当該譲渡又は合併の時の相続税評価額の50%に相当する額を下回る場合に限る。）において、下記ハの適用を受けようとするときには、上記イの再計算した贈与税額等と直前配当等の額との合計額については、担保の提供を条件に、上記イにかかわらずその納税を猶予する。

ハ 上記ロの場合において、上記ロの譲渡又は合併後2年を経過する日において、譲渡後の特例認定承継会社又は吸収合併存続会社等の事業が継続しており、かつ、これらの会社において特例認定承継会社の譲渡又は合併時の従業員の半数以上の者が雇用されているときには、実際の譲渡又は合併の対価の額を基に再々計算した贈与税額等と直前配当等の額との合計額（合併の対価として交付された吸収合併存続会社等の株式の価額に対応する贈与税額等を除く。）を納付することとし、当該再々計算した贈与税額等と直前配当等の額との合計額が上記ロにより納税が猶予されている額を下回る場合には、その差額を免除する。

〈注④〉上記の「経営環境の変化を示す一定の要件を満たす場合」とは、次のいずれか（特例認定承継会社が解散をした場合にあっては、ホを除く。）に該当する場合をいう。

イ 直前の事業年度終了の日以前3年間のうち2年以上、特例認定承継会社が赤字である場合

ロ 直前の事業年度終了の日以前3年間のうち2年以上、特例認定承継会社の売上高が、その年の前年の売上高に比して減少している場合

ハ 直前の事業年度終了の日における特例認定承継会社の有利子負債の額が、その日の属する事業年度の売上高の6月分に相当する額以上である場合

ニ 特例認定承継会社の事業が属する業種に係る上場会社の株価（直前の事業年度終了の日以前1年間の平均）が、その前年1年間の平均より下落している場合

ホ 特例後継者が特例認定承継会社における経営を継続しない特段の理由があるとき

ただし、特例認定承継会社の非上場株式の譲渡等が直前の事業年度終了の日から6月以内に行われたときは上記イからハまでについて、当該譲渡等が同日後1年以内に行われたときは上記ニについて、それぞれ「直前の事業年度終了の日」を「直前の事業年度終了の日の1年前の日」とした場合にそれぞれに該当するときについても、「経営環境の変化を示す一定の要件を満たす場合」に該当するものとする。

⑤ 特例後継者が贈与者の推定相続人以外の者（その年1月1日において20歳以上である者に限る。）であり、かつ、その贈与者が同日において60歳以上の者である場合には、相続時精算課税の適用を受けることができる

こととする。

⑥ その他の要件等は、現行の事業承継税制と同様とする。

(2) 現行の事業承継税制についても、上記(1)②と同様に、複数の贈与者からの贈与等を対象とする。

(3) その他所要の措置を講ずる。

〈注〉上記の改正は、平成30年1月1日から平成39年12月31日までの間に贈与等により取得する財産に係る贈与税又は相続税について適用する。

2. 一般社団法人等に関する相続税・贈与税の見直し

(1) 一般社団法人等に対して贈与等があった場合の贈与税等の課税の見直し

個人から一般社団法人又は一般財団法人(公益社団法人等、非営利型法人その他一定の法人を除く。以下「一般社団法人等」という。)に対して財産の贈与等があった場合の贈与税等の課税については、贈与税等の負担が不当に減少する結果とならないものとされる現行の要件(役員等に占める親族等の割合が3分の1以下である旨の定款の定めがあること等)のうちいずれかを満たさない場合に贈与税等が課税されることとし、規定を明確化する。

〈注〉上記の改正は、平成30年4月1日以後に贈与又は遺贈により取得する財産に係る贈与税又は相続税について適用する。

(2) 特定の一般社団法人等に対する相続税の課税

① 特定一般社団法人等の役員(理事に限る。以下同じ。)である者(相続開始前5年以内のいずれかの時において特定一般社団法人等の役員であった者を含む。)が死亡した場合には、当該特定一般社団法人等が、当該特定一般社団法人等の純資産額をその死亡の時における同族役員(被相続人を含む。)の数で除して計算した金額に相当する金額を当該被相続人から遺贈により取得したものとみなして、当該特定一般社団法人等に相続税を課税することとする。

② ①により特定一般社団法人等に相続税が課税される場合には、その相続税の額から、贈与等により取得した財産について既に当該特定一般社団法人等に課税された贈与税等の額を控除する。

③ その他所要の措置を講ずる。

〈注①〉上記の「特定一般社団法人等」とは、次に掲げる要件のいずれかを満たす一般社団法人等をいう。

① 相続開始の直前における同族役員数の総役員数に占める割合が2分の1を超えること。

② 相続開始前5年以内において、同族役員数の総役員数に占める割合が2分の1を超える期間の合計が3年以上であること。

〈注②〉上記の「同族役員」とは、一般社団法人等の理事のうち、被相続人、その配偶者又は3親等内の親族その他当該被相続人と特殊の関係がある者(被相続人が会社役員となっている会社の従業員等)をいう。

〈注③〉上記の改正は、平成30年4月1日以後の一般社団法人等の役員(理事に限る)の死亡に係る相続税について適用する。ただし、同日前に設立された一般社団法人等については、平成33年4月1日以後の当該一般社団法人等の役員(理事に限る)の死亡に係る相続税について適用し、平成30年3月31日以前の期間は上記〈注①〉②の2分の1を超える期間に該当しないものとする。

3. 土地に係る固定資産税等の負担調整措置

(1) 土地に係る固定資産税の負担調整措置

① 宅地等及び農地の負担調整措置については、平成30年度から平成32年度までの間、商業地等に係る条例減額制度及び税負担急増土地に係る条例減額制度を含め、現行の負担調整措置の仕組みを継続する。

② 据置年度において簡易な方法により価格の下落修正ができる特例措置を継続する。

③ その他所要の措置を講ずる。

(2) 土地に係る都市計画税の負担調整措置

固定資産税の改正に伴う所要の改正を行う。

4. 租税特別措置等

・革新的事業活動による生産性の向上の実現のための臨時措置法(仮称)の制定を前提に、市町村の導入促進基本計画(仮称)に適合し、かつ、労働生産性を年平均3%以上向上させるものとして認定を受けた中小事業者等の先端設備等導入計画(仮称)に記載された一定の機械・装置等であって、生産、販売活動等の用に直接供されるもののうち、同法の施行の日から平成33年3月31日までの間において取得されるものに係る固定資産税につ

いて、課税標準を最初の3年間価格にゼロ以上2分の1以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする措置を講ずる。

上記の特例措置の創設に伴い、中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に基づき中小事業者等が取得する一定の機械・装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置は、適用期限をもって廃止することとし、関係規定を削除する。

＜注①＞上記の「中小事業者等」とは、次の法人又は個人をいう。ただし、発行済株式の総数の2分の1以上が同一の大規模法人により所有されている法人等を除く。

- ① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
- ② 資本又は出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人
- ③ 常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

＜注②＞上記の「一定の機械・装置等」とは、次の全てを満たすものとする。

- ① 旧モデル比で生産性（単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等）が年平均1%以上向上するもの
- ② 次に掲げる資産の区分に応じ、それぞれ次に定める販売開始時期であるもの
 - イ 機械・装置 10年以内
 - ロ 測定工具及び検査工具 5年以内
 - ハ 器具・備品 6年以内
 - ニ 建物附属設備（家屋と一体となって効用を果たすものを除く。） 14年以内
- ③ 次に掲げる資産の区分に応じ、1台又は1基の取得価額がそれぞれ次に定める額以上であるもの
 - イ 機械・装置 160万円
 - ロ 測定工具及び検査工具 30万円
 - ハ 器具・備品 30万円
 - ニ 建物附属設備（家屋と一体となって効用を果たすものを除く。） 60万円

＜注③＞上記の関係規定の削除は、平成31年4月1日から施行する。

■ 法人課税

1. 賃上げ・生産性向上のための税制

（1）所得拡大促進税制の改組 ※中小企業における所得拡大促進税制については後掲。

雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度を改組し、青色申告書を提出する法人が、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、次の要件を満たすときは、給与等支給増加額の15%の税額控除ができる制度とする。この場合において、教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が20%以上であるときは、給与等支給増加額の20%の税額控除ができることとする。ただし、控除税額は、当期の法人税額の20%を上限とする（所得税についても同様とする。）。

- ① 平均給与等支給額から比較平均給与等支給額を控除した金額の比較平均給与等支給額に対する割合が3%以上であること。
- ② 国内設備投資額が減価償却費の総額の90%以上であること。

＜注①＞設立事業年度は対象外とする。

＜注②＞上記の「給与等支給増加額」とは、雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額をいう。ただし、改組後の地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の税額控除制度の適用がある場合には、現行と同様の調整を行う。

＜注③＞上記の「教育訓練費」とは、国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるための費用で次のものをいい、上記の「比較教育訓練費の額」とは、前期及び前々期の教育訓練費の額の年平均額をいう。

- イ その法人が教育訓練等（教育、訓練、研修、講習その他これらに類するものをいう。）を自ら行う場合の外部講師謝金、外部施設等使用料等の費用
- ロ 他の者に委託して教育訓練等を行わせる場合のその委託費
- ハ 他の者が行う教育訓練等に参加させる場合のその参加に要する費用

＜注④＞平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額については、計算の基礎となる継続雇用者の範囲を見直し、当期及び前期の全期間の各月において給与等の支給がある雇用者で一定のものとするほか、所要の措置を講ずる。なお、計算の基礎となる継続雇用者がいない場合には、上記①の要件は満たさないものとする。

＜注⑤＞上記の「国内設備投資額」とは、法人が当期において取得等をした国内にある減価償却資産となる資産で当期末において有するものの取得価額の合計額をいい、上記の「減価償却費の総額」とは、その法人の有する減価償却資産につき当期の償却費として損金経理をした金額（前期の償却超過額等を除き、特別償却準備金として積み立てた金額を含む。）をいう。

（2）情報連携投資等の促進に係る税制の創設

革新的事業活動による生産性の向上の実現のための臨時措置法（仮称）の制定を前提に、青色申告書を提出する法人で同法の革新的データ産業活用計画（仮称）の認定を受けたものが、同法の施行の日から平成33年3月31日までの間に、その革新的データ産業活用計画に従ってソフトウェアを新設し、又は増設した場合で一定の場合において、情報連携利活用設備の取得等をして、その事業の用に供したときは、その取得価額の30%の特別償却とその取得価額の5%（上記（1）①の要件を満たさない場合には、3%）の税額控除との選択適用ができることとする。ただし、税額控除における控除税額は、当期の法人税額の20%（上記（1）①の要件を満たさない場合には、15%）を上限とする（所得税についても同様とする。）。

＜注①＞上記の「一定の場合」とは、その新設又は増設をしたソフトウェアの取得価額の合計額（そのソフトウェアとともに取得又は製作をした機械装置又は器具備品がある場合には、これらの取得価額の合計額を含む。）が5,000万円以上の場合をいう。

＜注②＞上記の「情報連携利活用設備」とは、上記＜注①＞のソフトウェア、機械装置及び器具備品をいい、開発研究用資産を除く。なお、機械装置は、データ連携・利活用の対象となるデータの継続的かつ自動的な収集を行うもの又はデータ連携・利活用による分析を踏まえた生産活動に対する継続的な指示を受けるものに限る。

＜注③＞上記の「データ連携・利活用」とは、革新的データ産業活用計画に基づく革新的事業活動による生産性の向上の実現のための臨時措置法の革新的データ産業活用（仮称）のうち次の要件を満たすものをいう。

① 次のいずれかに該当すること。

イ 他の法人若しくは個人が収集若しくは保有をするデータ又は自らがセンサーを利用して新たに取得するデータを、既存の内部データとあわせて連携し、利活用すること。

ロ 同一の企業グループに属する異なる法人間又は同一の法人の異なる事業所間において、漏えい又は毀損をした場合に競争上不利が生ずるおそれのあるデータを、外部ネットワークを通じて連携し、利活用すること。

② 次の全てが行われること。

イ 上記①イの各データ又は上記①ロの各データの継続的かつ自動的な収集及び一体的な管理

ロ 上記①イの各データ又は上記①ロの各データ同士の継続的な連携及び分析

ハ 上記ロの分析を踏まえた生産活動に対する継続的な指示

③ 上記②イからハマまでを行うシステムのセキュリティの確保等につきセキュリティの専門家が確認をすることであることその他の要件を満たすこと。

（3）租税特別措置の適用要件の見直し

大企業が、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度において次の要件のいずれにも該当しない場合には、その事業年度については、研究開発税制その他の一定の税額控除を適用できないこととする。ただし、その所得の金額が前期の所得の金額以下の一定の事業年度にあっては、対象外とする（所得税についても同様とする。）。

① 平均給与等支給額が比較平均給与等支給額を超えること。

② 国内設備投資額が減価償却費の総額の10%を超えること。

＜注①＞上記の「大企業」とは、中小企業者（適用除外事業者）に該当するものを除く。）又は農業協同組合等以外の法人をいう。

＜注②＞一定の税額控除は、次の制度の税額控除とする。

イ 試験研究を行った場合の税額控除制度（研究開発税制）

ロ 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（地域未来投資促進税制）

ハ 情報連携投資等の促進に係る税制（上記（2））

＜注③＞所得の金額は、欠損金の繰越控除前の金額とするほか、必要な調整を行う。なお、受取配当等の益金不算入、外国子会社から受ける配当等の益金不算入等は調整を行わない。

〈注④〉一定の事業年度からは、設立事業年度又は合併等の日を含む事業年度を除く。

〈注⑤〉平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額は上記（１）〈注④〉と同様とし、その計算の基礎となる継続雇用者がいない場合には上記①の要件は満たすものとする。

〈注⑥〉国内設備投資額及び減価償却費の総額は、上記（１）〈注⑤〉と同様とする。

（４）中小企業における所得拡大促進税制の改組

青色申告書を提出する中小企業者等が、平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、平均給与等支給額から比較平均給与等支給額を控除した金額の比較平均給与等支給額に対する割合が 1.5%以上であるときは、給与等支給増加額の 15%の税額控除ができることとする。この場合において、次の要件を満たすときは、給与等支給増加額の 25%の税額控除ができることとする。ただし、控除税額は、当期の法人税額の 20%を上限とする（所得税についても同様とする。）。

① 平均給与等支給額から比較平均給与等支給額を控除した金額の比較平均給与等支給額に対する割合が 2.5%以上であること。

② 次のいずれかの要件を満たすこと。

イ 教育訓練費の額の前期の教育訓練費の額に対する増加割合が 10%以上であること。

ロ その中小企業者等がその事業年度終了の日までに中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けたもので、その経営力向上計画に従って経営力向上が確実に行われたものとして証明がされたこと。

〈注①〉上記の「中小企業者等」とは、中小企業者又は農業協同組合等をいう。なお、中小企業者のうち適用除外事業者に該当するものを除く。

〈注②〉上記（１）の制度との選択適用とする。

〈注③〉上記（１）の〈注①〉から〈注④〉までは、上記においても同様とする。

2. 競争力強化のための税制措置

・特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る所得の計算の特例の創設

産業競争力強化法の改正を前提に、法人が、同法の特別事業再編計画（仮称）の認定を同法の改正法の施行の日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に受けた事業者の行ったその特別事業再編計画に基づく産業競争力強化法の特別事業再編（仮称）により、その有する株式（出資を含む。）を譲渡し、その認定を受けた事業者の株式の交付を受けた場合には、その譲渡した株式の譲渡損益の計上を繰り延べることとする（所得税についても同様とする。）。

3. 地方創生の実現

・地方拠点強化税制の見直し

（１）地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の適用期限を 2 年延長する（所得税についても同様とする。）。

（２）特定の地域において雇用者の数が増加した場合の税額控除制度（雇用促進税制）のうち同意雇用開発促進地域に係る措置の廃止に伴い、同制度のうち地方事業所基準雇用者数に係る措置及び地方事業所特別基準雇用者数に係る措置を地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の税額控除制度に改組するとともに、次の見直しを行い、その適用期限を 2 年延長する（所得税についても同様とする。）。

① 「増加雇用者数が 5 人以上（中小企業者等については、2 人以上）であること」との要件を、「地方事業所基準雇用者数のうち、有期雇用又はパートタイムである新規雇用者を除いた数が 2 人以上であること」とする。

② 「給与等支給額が比較給与等支給額以上であること」との要件における比較給与等支給額について、その計算の基礎となる増加雇用者数に応じた給与等支給額に乗ずる割合を 20%（現行 30%）に引き下げる。

③ 地方事業所基準雇用者数に係る措置における地方事業所税額控除限度額を次の金額の合計額とする。

イ 30 万円（雇用者の増加割合が 8%以上（移転型事業にあつては、5%以上）であることとの要件を満たす場合には、60 万円）に、地方事業所基準雇用者数のうち無期雇用かつフルタイムの要件を満たす新規雇用者数に達するまでの数を乗じて計算した金額

ロ 20 万円（雇用者の増加割合が 8%以上（移転型事業にあつては、5%以上）であることとの要件を満たす場合には、50 万円）に、新規雇用者総数（地方事業所基準雇用者数を超える部分を除く。）から無期雇用かつフルタイムの要件を満たす新規雇用者数を控除した数のうち新規雇用者総数の 40%に達するまでの数と地方事業所基準雇用者数から新規雇用者総数を控除した数との合計数を乗じて計算した金額

〈注〉地方事業所基準雇用者数は、増加雇用者数を上限とする。

④ 地方事業所特別基準雇用者数に係る措置における地方事業所特別税額控除限度額について、改正後の地域再生法の準地方活力向上地域（仮称）の特定業務施設に係る金額を 20 万円（原則 30 万円）にその特定業務施設に係る地方事業所特別基準雇用者数を乗じて計算した金額とする。

〈注①〉地方事業所基準雇用者数に係る措置については、上記（１）の制度との選択適用とする。

〈注②〉地方事業所特別基準雇用者数に係る措置については、上記（１）の制度の適用を受ける事業年度において地方事業所基準雇用者数に係る措置の要件を満たす場合には、適用できることとする。

〈注③〉控除税額は、当期の法人税額の 20% を上限とする。

（３）地域再生法等の改正及び運用の適正化を前提に、地方活力向上地域特定業務施設整備計画につき、次の見直しを行う（所得税についても同様とする。）。

① 準地方活力向上地域とされた近畿圏の中心部及び中部圏の中心部を、移転型事業の対象地域とする。

② 「特定業務施設の従業員数及び増加従業員数が 10 人以上（中小企業者については、5 人以上）であること」との計画の認定要件について、5 人以上（中小企業者については、2 人以上）に引き下げる。

③ 移転型事業に係る「計画期間を通じた特定業務施設の増加従業員数の過半数が特定集中地域からの転勤者であること」との計画の認定要件（現行要件）に、「特定業務施設が整備され事業を開始した年度における特定業務施設の増加従業員数の過半数が特定集中地域からの転勤者であり、かつ、計画期間を通じた特定業務施設の増加従業員数の 4 分の 1 以上の数が特定集中地域からの転勤者であること」との要件を加えた上、現行要件との選択とする。

④ 工場内にある一定の研究施設等が特定業務施設に該当すること及び移転型事業の対象地域の範囲について明確化する。

■ 消費課税

1. 観光立国・地方創生の実現

（１）国際観光旅客税（仮称）の創設

① 納税義務者

国際観光旅客等（出入国管理及び難民認定法による出国の確認を受けて本邦から出国する観光旅客その他の者をいい、船舶又は航空機の乗員等を除く。以下同じ。）は、国際観光旅客税（仮称）を納める義務がある。

② 課税の対象

国際船舶等（本邦と外国との間で観光旅客その他の者の運送の用に供される船舶又は航空機（公用船及び公用機を除く。）をいう。以下同じ。）による本邦からの出国には、国際観光旅客税（仮称）を課する。

③ 非課税

次に掲げる国際観光旅客等の出国には、国際観光旅客税（仮称）を課さない。

イ 航空機により入国後 24 時間以内に出国する乗継旅客

ロ 天候その他の理由により本邦に寄港した国際船舶等に乗船等していた者

ハ 2 歳未満の者

〈注〉本邦に派遣された外交官等の一定の出国については、関係法令の改正により、国際観光旅客税（仮称）を課さないこととする。

④ 納税地 国際観光旅客税（仮称）の納税地は、国内運送事業者（国内に住所等を有する国際運送事業（国際船舶等を使用して有償で旅客を運送する事業をいう。以下同じ。）を営む者をいう。以下同じ。）の特別徴収による場合は、原則としてその住所等の所在地とし、国外運送事業者（国内運送事業者以外の国際運送事業を営む者をいう。以下同じ。）の特別徴収及び国際観光旅客等の納付による場合は、原則として出国する港の所在地とする。

⑤ 税率 国際観光旅客税（仮称）の税率は、出国 1 回につき 1,000 円とする。

⑥ 納付等

イ 国際運送事業を営む者による特別徴収等

国際運送事業を営む者は、国際観光旅客等が国際船舶等に乗船等する時までに国際観光旅客税（仮称）を当該国際観光旅客等から徴収し、翌々月末日までに国に納付するとともに、納付すべき税額に係る計算書を、国内運送事業者にあつては納税地を所轄する税務署長に、国外運送事業者にあつては納税地を所轄する税関長に

提出しなければならない。国際運送事業を営む者が納付すべき国際観光旅客税（仮称）を納付しなかったときは、税務署長又は税関長はその国際観光旅客税（仮称）を当該国際運送事業を営む者から徴収する。

ロ 国際観光旅客等による納付

上記イの適用がない場合、国際観光旅客等は国際船舶等に乗船等する時まで国際観光旅客税（仮称）を国に納付しなければならない。国際観光旅客等が納付すべき国際観光旅客税（仮称）を納付しなかったときは、税関長はその国際観光旅客税（仮称）を当該国際観光旅客等から徴収する。

⑦ 国際運送事業の開廃等の届出及び記帳義務

イ 国際運送事業を開始しようとする者は、その旨を納税地を所轄する税務署長又は税関長に届け出なければならない。事業を廃止等する場合も同様とする。

ロ 国際運送事業を営む者は、その国際運送事業に係る国際観光旅客等の出国に関する事実を帳簿に記載しなければならない。

⑧ 適用時期 国際観光旅客税（仮称）は、平成 31 年 1 月 7 日以後の出国に適用する。

〈注〉平成 31 年 1 月 7 日前に締結された運送契約による国際運送事業に係る出国（運送契約等により運賃の領収とは別に国際観光旅客税（仮称）を徴収することとされている場合等を除く。）には適用しない。

⑨ その他

イ 現に国際運送事業を営んでいる者の国際運送事業の開始の届出に係る措置等の所要の経過措置を講ずる。

ロ 国際観光旅客税（仮称）に係る質問検査等に関する規定を整備するとともに、国際観光旅客税（仮称）を税理士業務の対象外税目とする等、所要の関係法令の整備を行う。

ハ その他所要の措置を講ずる。

(2) 外国人旅行者向け消費税免税制度（輸出物品販売場制度）について、次の見直しを行う。

① 免税販売手続の電子化

イ 免税販売手続については、輸出物品販売場を営む事業者が、外国人旅行者から旅券等の提示を受け、その購入の事実及び氏名その他の旅券等に記載された情報に係る電磁的記録を、電子情報処理組織を使用して、遅滞なく国税庁長官に提供する方法とする。ただし、国税庁長官に提供した電磁的記録（紙で出力したものを含む。）を当該事業者が保存しない場合には、その販売について、外国人旅行者向け消費税免税制度は適用しない。

〈注①〉手続委託型輸出物品販売場については、当該手続委託型輸出物品販売場に係る承認免税手続事業者が上記イの電磁的記録を提供することとする。この場合において、当該承認免税手続事業者は当該電磁的記録（紙で出力したものを含む。）を当該手続委託型輸出物品販売場を営む事業者に対し提供又は交付するものとする。

〈注②〉上記の免税販売手続の電子化に伴い、輸出物品販売場を識別するための措置等を講ずる。

ロ 輸出物品販売場を営む事業者は、外国人旅行者に対して、免税購入した物品を輸出しなければならないこと等を説明しなければならないこととする。

ハ 輸出物品販売場において免税購入した外国人旅行者は、その出国の際、税関長にその所持する旅券等を提示しなければならないこととする。

ニ 免税販売手続の電子化に伴い、免税購入された物品等に関する税関職員による調査に係る質問検査権の規定の整備その他所要の措置を講ずる。

〈注①〉上記の免税販売手続の電子化に伴い、輸出物品販売場における現行の次の手続等は廃止する。

イ 外国人旅行者がその所持する旅券等に購入記録票の貼付けを受け、当該旅券等との間に割印を受ける手続

ロ 外国人旅行者による輸出物品販売場を営む事業者に対する購入者誓約書及び旅券等の写しの提出並びに当該事業者による当該購入者誓約書及び旅券等の写しの保存義務

ハ 外国人旅行者による税関長への購入記録票の提出義務

〈注②〉基地内輸出物品販売場については、上記の免税販売手続の電子化の対象としない。

〈注③〉上記の改正は、平成 32 年 4 月 1 日以後に行われる課税資産の譲渡等について適用する。

〈注④〉平成 32 年 4 月 1 日から平成 33 年 9 月 30 日までの間については、現行の免税販売手続を引き続き適用することとするとともに、所要の経過措置を講ずる。

〈注⑤〉上記の改正に伴い、輸出酒類販売場における酒税の免税販売手続について、所要の措置を講ずる。

② 免税販売の対象となる下限額の判定の見直し

イ 一般物品について、国土交通大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して定める方法により包装等を行う場合には、当該一般物品と消耗品の販売金額を合計して、免税販売の対象となる下限額を判定できることとする。

ロ 上記イの対象となる一般物品については、消耗品として免税販売手続を行うこととするほか、所要の措置を講ずる。

〈注〉上記の改正は、平成 30 年 7 月 1 日以後に行われる課税資産の譲渡等について適用する。

2. たばこ税の見直し

(1) たばこ税の引上げ

① 国及び地方のたばこ税の税率を、次のように引き上げる。

		現 行	改正案
国のたばこ税	1,000 本につき	5,302 円	6,802 円
地方のたばこ税	1,000 本につき	6,122 円	7,622 円
道府県たばこ税	1,000 本につき	860 円	1,070 円
市町村たばこ税	1,000 本につき	5,262 円	6,552 円
合 計	1,000 本につき	11,424 円	14,424 円

〈注〉上記のほか、特定販売業者以外の者により保税地域から引き取られる製造たばこに係るたばこ税の税率を、1,000 本につき、14,424 円（現行 11,424 円）に引き上げる。

② 上記①の改正は、平成 30 年 10 月 1 日から実施するが、激変緩和等の観点や予見可能性への配慮から税率改正の実施時期について次のとおり経過措置を講ずる。

イ 第一段階 平成 30 年 10 月 1 日

ロ 第二段階 平成 32 年 10 月 1 日

ハ 第三段階 平成 33 年 10 月 1 日

③ 上記②による税率改正の実施時期における具体的な税率は、1,000 本につき次のとおりとする。

	現 行	改正案		
		第一段階	第二段階	第三段階
国のたばこ税	5,302 円	5,802 円	6,302 円	6,802 円
地方のたばこ税	6,122 円	6,622 円	7,122 円	7,622 円
道府県たばこ税	860 円	930 円	1,000 円	1,070 円
市町村たばこ税	5,262 円	5,692 円	6,122 円	6,552 円
合 計	11,424 円	12,424 円	13,424 円	14,424 円

〈注〉上記のほか、特定販売業者以外の者により保税地域から引き取られる製造たばこに係るたばこ税の税率を、1,000 本につき、第一段階で 12,424 円（現行 11,424 円）に、第二段階で 13,424 円に、第三段階で 14,424 円に引き上げる。

④ 平成 27 年度税制改正において講じた旧 3 級品の製造たばこに係る国及び地方のたばこ税並びにたばこ特別税の税率の経過措置について、平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間の税率は、同年 9 月 30 日まで適用する。

〈注〉上記の「旧 3 級品」とは、専売納付金制度下において 3 級品とされていた紙巻たばこをいう。

⑤ 手持品課税を実施する。

⑥ その他所要の措置を講ずる。

(2) 加熱式たばこの課税方式の見直し

① 課税区分の新設

たばこ税法及び地方税法上の喫煙用の製造たばこの区分として、「加熱式たばこ」の区分を設ける。

② みなし製造たばこの整備

加熱式たばこの喫煙用具であって、加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物が充填されたもの（一定の者が製造したものを除く。）は、製造たばことみなしてたばこ税法及び地方税法の規定を適用し、この場合の製造たばこの区分は加熱式たばことする。

③ 紙巻たばこの本数への換算方法の見直し

加熱式たばこの課税標準は、次のイ及びロによって換算した紙巻たばこの本数の合計本数とする。

イ 加熱式たばこの重量に基づく換算方法に用いる重量は、フィルターその他の一定の物品の重量を含まない重量とし、当該重量 0.4 g をもって紙巻たばこの 0.5 本に換算する。

ロ 加熱式たばこの小売定価に基づく換算方法を導入し、紙巻たばこ 1 本当たりの平均小売価格をもって、加熱式たばこの小売価格を紙巻たばこの 0.5 本に換算する。

〈注①〉上記の「小売定価」とは、たばこ事業法第 33 条の規定により、財務大臣の認可を受けた製造たばこの価格をいう。なお、小売定価のない加熱式たばこについては、一定の方法により算出した金額によることとする。

＜注②＞上記の「加熱式たばこの小売価格」は、小売定価から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額とする。

＜注③＞上記の「紙巻たばこ 1 本当たりの平均小売価格」とは、紙巻たばこ 1 本当たりの国及び地方のたばこ税並びにたばこ特別税に相当する金額の合計額を 100 分の 60 で除して計算した金額とする。

④ 上記①から③までの改正は、平成 30 年 10 月 1 日から実施するが、上記③の改正は、激変緩和等の観点から、その実施時期について次のとおり経過措置を講ずる。

- イ 第一段階 平成 30 年 10 月 1 日
- ロ 第二段階 平成 31 年 10 月 1 日
- ハ 第三段階 平成 32 年 10 月 1 日
- ニ 第四段階 平成 33 年 10 月 1 日
- ホ 第五段階 平成 34 年 10 月 1 日

⑤ 上記③の改正に係る上記④の実施時期における加熱式たばこの具体的な課税標準は、次のとおり、現行の換算方法により計算した紙巻たばこの本数（⑤において「現行の換算本数」という。）及び改正後の換算方法により計算した紙巻たばこの本数（⑤において「新換算本数」という。）のそれぞれに、一定の率を乗じて計算した本数の合計本数とする。

		現行の換算方法	改正後の換算方法
現 行		現行の換算本数×1.0	—
改 正 案	第一段階	現行の換算本数×0.8	新換算本数×0.2
	第二段階	現行の換算本数×0.6	新換算本数×0.4
	第三段階	現行の換算本数×0.4	新換算本数×0.6
	第四段階	現行の換算本数×0.2	新換算本数×0.8
	第五段階	—	新換算本数×1.0

⑥ その他所要の措置を講ずる。

3. 地方消費税の清算基準の抜本的な見直し

(1) 消費に相当する額のうち、小売年間販売額について、現行の額から、商業統計の「医療用医薬品小売」、「自動販売機による販売」、「百貨店」、「衣料品専門店」、「家電大型専門店」及び「衣料品中心店」による「年間商品販売額」の欄の額を除外する。ただし、「百貨店」、「衣料品専門店」、「家電大型専門店」及び「衣料品中心店」については、「通信・カタログ販売」、「インターネット販売」及び「自動販売機による販売」によるものを除く。

(2) 消費に相当する額のうち、サービス業対個人事業収入額について、現行の額から、経済センサス活動調査の「建物売買業、土地売買業」（「土地売買業」を除く。）、「不動産賃貸業（貸家業、貸間業を除く）」（「土地賃貸業」を除く。）、「不動産管理業」、「火葬・墓地管理業」、「娯楽に附帯するサービス業」、「社会通信教育」及び「医療、福祉」（「社会保険事業団体」を除く。）の欄の額を除外する。

(3) 消費に相当する額に対して、小売年間販売額及びサービス業対個人事業収入額が占めるウェイトを 75% から 50% に、人口が占めるウェイトを 17.5% から 50% に、それぞれ変更する。

＜注＞上記の改正は、平成 30 年 4 月 1 日以後に行われる地方消費税の清算について適用する。

4. 金の密輸入に対応するための罰則の引上げ

・輸入に係る消費税の脱税犯に係る罰金刑の上限について、脱税額の 10 倍が 1,000 万円を超える場合には、脱税額の 10 倍（現行 脱税額）に引き上げる。

＜注＞上記の改正は、法律の公布の日から起算して 10 日を経過した日以後にした違反行為について適用する。

■ 国際課税

1. 恒久的施設関連規定の見直し

恒久的施設（Permanent Establishment）（以下 1 において「PE」という。）

(1) PE の定義の見直し

① PE 認定の人為的回避防止措置の導入

イ いわゆる代理人PEについて、その範囲に、国内において非居住者又は外国法人（以下（1）において「非居住者等」という。）のために、その事業に関し反復して契約を締結し、又は一定の契約の締結のために反復して主要な役割を果たす者で、これらの契約が非居住者等の資産の所有権の移転等に関する契約である場合における当該者を加えるとともに、独立代理人の範囲から、専ら又は主として一又は二以上の自己と密接に関連する者に代わって行動する者を除外する。

〈注〉上記の「密接に関連する者」とは、その個人又は法人との間に直接・間接の持分割合 50%超の関係その他の支配・被支配の関係にある者をいう。

ロ 保管、展示、引渡しその他の特定の活動を行うことのみを目的として使用する事業を行う一定の場所等は、PEに含まれないものとする。ただし、その活動が非居住者等の事業の遂行にとって準備的又は補助的な機能を有するものである場合に限る。

〈注〉上記の取扱いは、事業を行う一定の場所を有する非居住者等と密接に関連する者が当該一定の場所等において事業活動を行う等の場合において、当該一定の場所等がその者のPEを構成する等の一定の要件に該当するとき（当該事業活動が一体的な業務の一部として補完的な機能を果たすときに限る。）は、当該一定の場所については、適用しない。

ハ いわゆる建設PEの期間要件について、契約を分割して建設工事等の期間を1年以下とすることにより建設PEを構成しないことがその契約の分割の主たる目的の一つであった場合には、分割された期間を合計して判定を行うこととする。

② 租税条約上のPEの定義と異なる場合の調整規定等の整備

イ 我が国が締結した租税条約において、国内法上のPEと異なる定めがある場合には、その租税条約の適用を受ける非居住者等については、その租税条約上のPEを国内法上のPEとする。外国居住者等所得相互免除法についても同様とする。

ロ いわゆる支店PEについて、その範囲を国内にある支店、事務所等その他事業を行う一定の場所に改める。

ハ 建設PEについて、建設PEを構成する場所を、国内にある建設工事を行う場所等に限定する。

ニ 代理人PEについて、在庫保有代理人及び注文取得代理人の定義に関する規定を削除するとともに、同業者代理人に関する措置を廃止する等の措置を講ずる。

(2) その他

① 外国組合員に対する課税の特例について、PE帰属所得（投資組合契約に基づいて行う事業に係るPEに帰せられる一定のものに限る。）に対する所得税及び法人税を非課税とする措置に改組する。

② その他所要の措置を講ずる。

〈注〉上記の改正は、平成31年分以後の所得税及び平成31年1月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用する

■ 納税環境整備

1. 申告手続の電子化促進のための環境整備

(1) 法人税等の申告書の電子情報処理組織による提出義務の創設

① 大法人の法人税及び地方法人税の確定申告書、中間申告書及び修正申告書の提出については、これらの申告書に記載すべきものとされる事項を電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により提供しなければならないこととする。

〈注〉上記の「大法人」とは、内国法人のうち事業年度開始の時ににおいて、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人並びに相互会社、投資法人及び特定目的会社をいう。

② 上記①の大法人の上記①の申告書の添付書類の提出については、当該添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項を電子情報処理組織を使用する方法又は当該事項を記録した光ディスク等を提出する方法により提供しなければならないこととする。

③ 上記①の大法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合において、書面により申告書を提出することができると認められるときは、納税地の所轄税務署長の承認を受けて、上記①の申告書及び上記②の添付書類を書面により提出できることとする。

(2) 消費税の申告書の電子情報処理組織による提出義務の創設

① 大法人の消費税の確定申告書、中間申告書、修正申告書及び還付申告書の提出については、これらの申告書に記載すべきものとされる事項を、電子情報処理組織を使用する方法により提供しなければならないこととする。

〈注〉上記の「大法人」とは、内国法人のうち事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金等の額が1億円を超える法人並びに相互会社、投資法人、特定目的会社、国及び地方公共団体をいう。

② 上記①の大法人の上記①の申告書の添付書類の提出については、当該添付書類に記載すべきものとされ、又は記載されている事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供しなければならないこととする。

③ 上記①の大法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合において、書面により申告書を提出することができると認められるときは、納税地の所轄税務署長の承認を受けて、上記①の申告書及び上記②の添付書類を書面により提出できることとする。

〈注①〉上記（１）の改正は、平成32年4月1日以後に開始する事業年度について、上記（２）の改正は、同日以後に開始する課税期間について、それぞれ適用する。

〈注②〉上記（１）③及び（２）③以外の理由により電子申告がなされない場合には無申告として取り扱うこととする。

ただし、現在の運用上の取扱いを踏まえ、期限内に申告書の主要な部分が電子的に提出されていれば無申告加算税は課さない取扱いとする。申告書の主要な部分以外の書類の電子提出の確保策については、施行後の電子的な提出状況等を踏まえ、そのあり方を検討する。

（３）その他電子化促進のための環境整備

① 法人税の次の制度の適用を受ける場合に確定申告書等に添付することとされている第三者作成書類については、添付することに代えて保存することにより次の制度の適用を認めることとする。

イ 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例

ロ 収用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例

ハ 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例

ニ 収用換地等の場合の所得の5,000万円特別控除

ホ 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の2,000万円特別控除

ヘ 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の1,500万円特別控除

② 電子情報処理組織による申請等と併せてスキャナ等により作成して電磁的記録（いわゆる「イメージデータ」）を送信する添付書面等について、一定の解像度及び階調の要件を付した上で、税務署長による当該添付書面等の提示等を求める措置を廃止することとする。

③ 法人（上記（１）①の大法人を除く。）の法人税及び地方法人税の確定申告書、中間申告書及び修正申告書の添付書類の提出については、当該添付書類に記載すべきものとされ、又は記載されている事項を記録した光ディスク等を提出する方法により提供することができることとする。

〈注〉上記の改正は、平成32年4月1日から施行する。

④ 連結子法人の個別帰属額等の届出について、次の見直しを行う。

イ 連結親法人が連結子法人の個別帰属額等を電子情報処理組織を使用する方法又は当該個別帰属額等を記録した光ディスク等を提出する方法により当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に提供した場合には、連結子法人が当該個別帰属額等を記載した書類を当該連結子法人の本店等の所轄税務署長に提出したものとみなす。

〈注〉上記の改正は、平成32年4月1日以後に終了する連結事業年度について適用する。

ロ 更正の場合の個別帰属額等の異動の届出を不要とする。

〈注〉上記の改正は、平成32年4月1日以後の個別帰属額等の異動について適用する。

⑤ 次の書類について、連結子法人となる法人又は連結子法人による提出を不要とする。

イ 連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書

ロ 完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類

ハ 連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類

〈注〉上記の改正は、平成31年4月1日以後に生じた事実について適用する。

⑥ 法人税、地方法人税及び復興特別法人税の申告書における代表者及び経理責任者等の自署押印制度を廃止する。

⑦ 電子情報処理組織により法人が行う申請等について、当該法人の代表者から委任を受けた者（当該法人の役員及び職員に限る。）の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書を送信する場合には、当該代表者の電子署名及び電子証明書の送信を要しないこととする。

⑧ その他法人税及び地方法人税の申告手続について、別表（明細記載を要する部分に限る。）、財務諸表及び勘定科目内訳明細書に係るデータ形式の柔軟化、勘定科目内訳明細書の記載内容の簡素化等を図ることと合わせ、電子情報処理組織の送信容量の拡大など運用上の対応を行うこととするほか、所要の措置を講ずる。

2. 年末調整手続の電子化

生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に係る年末調整手続について、次の措置を講ずる。

（１）給与等の支払を受ける者で年末調整の際に生命保険料控除又は地震保険料控除の適用を受けようとするものは、給与所得者の保険料控除申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合には、控除証明書の書面による提出又は提示に代えて、当該控除証明書に記載すべき事項が記録された情報で当該控除証明書の発行者の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書が付されたものを、当該申告書に記載すべき事項と併せて電磁的方法により提供することができることとする。この場合において、当該給与等の支払を受ける者は当該控除証明書を提出し又は提示したものとみなす。

〈注〉上記の改正は、平成 32 年 10 月 1 日以後に提出する給与所得者の保険料控除申告書について適用する。

（２）給与等の支払を受ける者で年末調整の際に住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（以下「住宅ローン控除」という。）の適用を受けようとするものは、税務署長の承認を受けている給与等の支払者に対し、給与所得者の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除申告書（以下「住宅ローン控除申告書」という。）の書面による提出に代えて、当該住宅ローン控除申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとする。この場合において、当該給与等の支払を受ける者は、当該住宅ローン控除申告書を提出したものとみなす。

〈注〉上記の改正は、税務署長の承認を受けている給与等の支払をする者に対し、平成 32 年 10 月 1 日以後に提出する住宅ローン控除申告書について適用する。

（３）給与等の支払を受ける者で年末調整の際に住宅ローン控除の適用を受けようとするもの（居住年が平成 31 年以後である者に限る。）は、住宅ローン控除申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合には、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除証明書（以下「住宅ローン控除証明書」という。）又は住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書（以下「年末残高証明書」という。）の書面による提出に代えて、当該住宅ローン控除証明書又は年末残高証明書に記載すべき事項が記録された情報で当該住宅ローン控除証明書又は年末残高証明書の発行者の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書が付されたものを、当該住宅ローン控除申告書に記載すべき事項と併せて電磁的方法により提供することができることとする。この場合において、当該給与等の支払を受ける者は、当該住宅ローン控除証明書又は年末残高証明書を提出したものとみなす。

〈注〉上記の改正は、平成 32 年 10 月 1 日以後に提出する住宅ローン控除申告書について適用する。

（４）上記（２）及び（３）の改正に伴い、年末残高証明書に記載すべき事項の電磁的方法による交付を可能とする等の所要の措置を講ずる。

〈注〉上記の改正は、平成 32 年 10 月 1 日以後に交付する年末残高証明書について適用する。

（５）住宅ローン控除の適用を受ける際に住宅ローン控除申告書等に添付すべき住宅ローン控除証明書又は年末残高証明書の範囲に、当該住宅ローン控除証明書又は年末残高証明書の発行者から電磁的方法により提供を受けた当該住宅ローン控除証明書又は年末残高証明書に記載すべき事項が記録された電磁的記録を一定の方法により印刷した書面で、真正性を担保するための所要の措置が講じられているものとして国税庁長官が定めるものを加える。

〈注〉上記の改正は、平成 32 年 10 月 1 日以後に提出する住宅ローン控除申告書等について適用する。

3. 共通電子納税システム（共同収納）の導入

一定の地方税について、納税義務者等が eLTAX（地方税のオンライン手続のためのシステム）の運営主体が運営する共通電子納税システムを利用して納付又は納入を行う場合、その収納の事務については、eLTAX の運営主体及び金融機関に行わせるものとし、これらの税は金融機関から eLTAX の運営主体を経由して地方公共団体に払い込まれるものとする。

〈注①〉対象税目は、平成 31 年 10 月 1 日時点においては、個人住民税（給与所得又は退職所得に係る特別徴収分）、法人住民税、法人事業税及び事業所税（これらの税と併せて納付又は納入することとされている税を含む。）とし、実務上対応が可能となった段階で順次、税目の拡大を措置する。

〈注②〉上記の改正は、平成 31 年 10 月 1 日から適用する。

4. eLTAX の安全かつ安定的な運営のための措置

eLTAX の運営主体について、次の措置を講ずる。

(1) 総務大臣の監督権限

総務大臣は、eLTAX の運営主体に対し、地方税法及び定款に違反するおそれがある場合の報告・立入検査及び違法行為等の是正の要求並びに eLTAX の運営主体による適正な事務の実施のための命令及び報告・立入検査等を行うことができることとする。

(2) 安全確保措置

eLTAX の運営主体の役職員に対する秘密保持義務、義務に違反した場合の罰則、役職員を刑法その他の罰則の適用について公務員とみなす規定等の所要の措置を講ずる。

(3) eLTAX の運営主体である一般社団法人地方税電子化協議会を、次のとおり、地方税法に設置根拠・組織運営が規定される法人（地方税共同機構（仮称））（以下「機構」という。）とする。

① 設立の手続

都道府県知事、市長又は町村長の全国的連合組織（以下「地方三団体」という。）が選任する設立委員が、総務大臣の認可を得て、平成 31 年 4 月 1 日に機構を設立する。

これに伴い、一般社団法人地方税電子化協議会を廃止し、その権利義務は機構が承継するものとする。

② 組織

イ 機構に、代表者会議を置き、地方三団体が選任する都道府県知事、市長又は町村長及び地方三団体が選任する学識経験者をもって組織し、議長は委員の互選とする。

ロ 定款の変更、業務方法書、予算及び事業計画等については、代表者会議の議決を経なければならないものとする。また、代表者会議は、機構の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、理事長に対し、機構の業務並びに資産及び債務の状況に関し報告させ、役職員の行為が地方税法、他の法令又は定款に違反するおそれがあるとき、理事長に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを命ずることができるものとする。

ハ 機構に、役員として、理事長及び監事を置く。また、定款の定めにより、理事又は副理事長を置くことができるものとする。

ニ 理事長及び監事は、代表者会議が任命し、理事又は副理事長は、理事長が代表者会議の同意を得て任命するものとする。また、代表者会議又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が欠格事項のいずれかに該当するときは、その役員を解任しなければならないこととする。

ホ 機構の職員は、理事長が任命するものとする。

ヘ 機構は、共同収納、eLTAX の設置・管理等に関する事務（以下「税務情報等処理事務」という。）を行うほか、地方税に関する地方公共団体への支援等（調査研究・広報・職員向け研修等）を行うものとする。

ト 機構は、業務方法書を作成し、総務大臣に届け出るとともに、その業務方法書を公表するものとする。

チ 機構に、運営審議会を置き、委員は、学識経験者のうちから、代表者会議が任命することとし、理事長は、業務方法書、予算及び事業計画の作成又は変更等について、運営審議会の意見を聴くとともに、代表者会議の議決を求めるときは、その意見を報告しなければならないこととする。また、運営審議会は、機構の業務について、理事長の諮問に応じ又は自ら建議を行い、当該建議のため必要と認めるときは、理事長に対し報告を求めることができることとし、理事長は運営審議会が述べた意見を尊重しなければならないものとする。

リ 機構に、税務情報保護委員会を置き、委員は、学識経験者のうちから理事長が任命することとし、税務情報の保護に関する事項を調査審議し、及び、これに関し必要と認める意見を理事長に述べるができることとする。

ヌ 機構の運営に要する費用は、地方公共団体が負担することとする。

③ その他

イ 税務情報等処理事務について機構の成立に伴う所要の規定を整備する。

ロ その他所要の措置を講ずる。

〈注〉上記の改正は、(3) ①を除き、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

■ 関税

1. 暫定税率の適用期限の延長等

・平成30年3月31日に適用期限の到来する暫定税率（392品目）について、平成31年3月31日まで適用期限の延長を行う。

2. 金の密輸入に対する罰則の引上げ

・無許可輸出入罪の罰金額を500万円以下から1,000万円以下（貨物の価格の5倍が1,000万円超の場合、価格の5倍まで）にする等、金の密輸入に関する罰則を引き上げる。

■ 備考

1. 森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の創設

・次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、平成31年度税制改正において、森林環境税（仮称）（平成36年度から年額1,000円を課税）、及び、森林環境譲与税（仮称）（平成31年度から譲与）を創設する。

以上